

天草市立学校給食調理業務等委託プロポーザル実施説明書

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和8年10月18日

天草市長 馬場 昭 治



1 業務の概要

- (1) 委託業務名 牛深学校給食センター調理業務等委託
御所浦学校給食センター調理業務等委託
五和学校給食センター調理業務等委託
- (2) 委託場所 天草市立牛深学校給食センター 熊本県天草市久玉町 1216 番地 12
天草市立御所浦学校給食センター 熊本県天草市御所浦町 3215 番地 4
天草市立五和学校給食センター 熊本県天草市五和町御領 6689 番地 6
- (3) 委託期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（1年間）
- (4) 業務引継期間
業務引継期間については、委託者と受託予定者が協議し設定します。なお、当該期間に係る経費は、受託予定者の負担とします。
- (5) 契約上限金額（消費税及び地方消費税を除く）

区 分	委 託 料
牛深学校給食センター	83,381,000 円
御所浦学校給食センター	21,397,000 円
五和学校給食センター	47,298,000 円

※上表の金額は契約(予定)金額を示すものではありません。提案に当たって見積金額は、この上限を超えないものとします。

(6) 委託業務の内容

- ア 調理業務
- イ 食材の検収作業
- ウ 配缶、配送及び回収業務
- エ 洗浄・消毒・保管・清掃業務
- オ その他前各号に付随する業務（具体的な内容は、仕様書を確認）

2 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者及び契約締結代表者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による、更生又は再生手続きをしている法人でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる者でないこと。
- (5) 天草市物品等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領若しくは、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市税の滞納がない者。
- (7) 当該プロポーザルに付する業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者。
- (8) 営業開始後1年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業再開後1年を経過していない者のいずれにも該当しない者。
- (9) 天草市内に本社を置く法人とし、過去5年間に学校給食調理業務の受託実績若しくは大量調理施設（注1）において、調理業務の実績を有していること。
- (10) 事業説明会及び施設見学会に参加した事業者であること。
※注1 大量調理場とは同一メニューを1回300食以上または、1日750食以上を提供する調理施設をいう。

3 事業者説明会及び施設見学会の開催

本プロポーザルに係る説明会を、次のとおり開催するので、参加にあたっては実施要領等を各自持参すること。

(1) 事業者説明会及び施設見学会

日 時 令和8年10月23日（金）午後3時00分から

場 所 五和学校給食センター会議室

(2) 施設見学会

①御所浦学校給食センター

日 時 令和8年10月26日（月）午前10時00分から

場 所 御所浦学校給食センター

②牛深学校給食センター

日 時 令和8年10月26日（月）午後3時00分から

場 所 牛深学校給食センター会議室

(3) 事業者2人以内とする。

(4) 見学者は2週間以内の検便（赤痢菌、サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌清型0-157）の検査結果を施設見学会当日に提出すること。また、清潔な衣服（白衣、マスク、帽子）、調理用靴2足（汚染区用、非汚染区用）を用意すること。

(5) 事業者説明会及び施設見学会参加申込書（様式第4号）を令和8年10月21日（水）午後5時00分までに、14に示す場所へ持参又は電子メールにより提出すること。

(6) 開催日時以外の事業者説明会及び施設見学会は行わない。事業者説明会及び施設見学会に出席のない事業者は本プロポーザルには参加できないので注意すること。

4 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問書（様式第5号）に必要事項を記載し、持参又は電子メールで送信すること。

(1) 質問の受付場所 14に同じ

(2) 質問の受付期間 令和8年10月28日（水）午後5時00分まで（必着）

(3) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、プロポーザル参加表明のあった者全てに対して電子メールにより回答する。

5 参加表明書の作成要領

当該プロポーザル手続きにおいて、提案書の提出者を選定するため、参加の希望を表明する書類として、以下の書類を提出する。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア A4縦長左綴じでクリップ留めとして、合計11部作成する。
- イ 業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

(3) 提出期限、提出場所、提出方法

- ア 提出期限 令和8年10月28日（水）午後5時00分まで（必着）
※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。
- イ 提出場所 14に同じ
- ウ 提出部数 11部
- エ 提出方法 持参若しくは郵送による

(4) 参加表明書の審査等（提案書の提出要請）

- ア 提出されたプロポーザル参加表明書については、「天草市学校給食調理業務等委託業者選定委員会」が評価をおこない、提案書の提出者を選定する。選定された者には提案書の提出要請書を送付し、提案書の提出を求める。
- イ 参加表明書を提出した者のうち当該業務について提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- ウ イによる通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。
- エ ウにより説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

6 提案書の提出

(1) 提案に必要な書類及び提出部数

- ア 提案書（様式第6号） 原本1部、副本10部
- イ 課題に対する提案（任意様式） 原本1部、副本10部
- ウ 業務の実施体制（様式第7号）
- エ 再委託調書（様式第8号）※再委託する場合のみ 1部
- オ 提案見積書（様式第9号） 原本1部、副本10部
- カ 提案見積書に係る積算内訳書（様式第9号別紙） 原本1部、副本10部
- キ 提出書類受領書（様式第10号） 1部

(2) 提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年11月27日（金）午後5時00分まで（必着）
- イ 提出場所 14に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送
※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

7 ヒアリングの実施

- (1) 日程 令和8年12月中旬予定 詳細については対象者に別途連絡する。

- (2) ヒアリングについては、提案内容に関するプレゼンテーション及び補足説明に対するヒアリングを行います。
- (3) 本審査への出席者は5人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり60分程度（説明30分、質疑30分程度）を予定している。
- (4) 説明用PC等を使用する場合は、各自準備して下さい。プロジェクター及びスクリーンは、市で用意します。

8 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

- (1) 学校給食に対する基本的な考え方について【配点 30 点】
 - ①学校給食の位置づけについて
 - ②安全・安心でおいしい給食の提供について
- (2) 危機管理について【配点 40 点】
 - ①食中毒や異物混入時の事故対応及び連絡体制について
 - ②食物アレルギーに対する考え方について
- (3) 安全衛生管理について【配点 40 点】
 - ①安全衛生管理に対する基本的な考え方について
 - ②調理員の衛生管理について
 - ③感染症予防対策について（インフルエンザ、コロナ等含む）
- (4) 業務実施体制について【配点 40 点】
 - ①事業所内での現場とのマネジメント体制について
 - ②業務責任者の配置について
 - ③調理員の配置体制、代替職員の対応について
 - ④調理員の雇用計画について
 - ⑤配送業務の実施体制について
- (5) 調理従事者について【配点 40 点】
 - ①調理員の賃金待遇について
 - ②調理員の福利厚生について
 - ③調理員の研修について
- (6) 調理等業務の円滑な運営について【配点 30 点】
 - ①献立表をもとに、各センターの食数に応じた作業動線及び作業工程について
 - ②電気代、上下水道代、ガス代等の経費節減策について
 - ③独自提案について
- (7) 見積額について【配点 30 点】
- (8) 契約候補者の選定
 - ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
 - イ 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
 - ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
 - エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 全提案者の順位と点数は、提案書等を提出した全ての者に書面にて通知するとともに、天草市ホームページにおいて公表する。
- (2) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明
 - ア 9(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
 - イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり
 - (ア) 受付場所 14に同じ
 - (イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
 - ウ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
 - エ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約保証金 免除

11 無効となる提案等

- (1) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 本実施要領に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が1(5)における契約上限金額を超える提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

12 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 本プロポーザルに参加を希望する者で、本市の競争入札参加資格を有していない者は、令和8年10月28日までに、本市のホームページに掲載している「天草市入札参加資格審査申請システム」に指名競争入札（見積）参加資格審査に必要な事項の入力及び所定の書類データを添付することで資格審査の申請を行い、契約の締結日までに当該資格の認定を受けなければならない。
- ・ 問合せ先 天草市総務部契約検査課物品契約係
電話 0969-23-1111
- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
 - (4) 1者に付き提案は1つとし、複数の提案はできない。
 - (5) 契約内容の履行にあたり、提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。
 - (6) 提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面により届け出るものとする。

- (7) 提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (8) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、天草市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (10) 提出された提案書等は、返却しない。
- (11) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり

実 施 内 容	実施期間又は期日
事業者説明会及び施設見学会 ①五和学校給食センター 施設見学会 ②御所浦学校給食センター ③牛深学校給食センター	令和8年10月23日（金）午後3時から 令和8年10月26日（月）午前10時から 令和8年10月26日（月）午後3時から
参加表明書の提出	令和8年10月28日（水）まで
実施要領等に関する質問の受付	令和8年10月28日（水）まで
質問への回答	令和8年11月10日（火）
参加表明書審査結果通知及び提案書提出要請	令和8年11月中旬予定
提案書の提出	提案書提出要請日から令和8年月11月27日（金）まで
ヒアリング実施の通知	令和8年12月上旬予定
ヒアリング	令和8年12月中旬予定 ※提案書提出要請と併せて通知
提案書審査結果の通知	令和8年12月下旬予定
契約締結	令和9年1月上旬予定
業務委託に関する打合せ	令和9年1月上旬
業務引継ぎ	令和9年1月中旬
業務開始	令和9年4月1日（木）

14 担当部署

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒863-0043 天草市東町 7-41

天草市教育部学校給食課管理係

(本渡学校給食センター内)

電話 : 0969-23-3942 F A X : 0969-23-3958

メールアドレス : gakkokyushokuka@city.amakusa.lg.jp